

実地指導の結果について

平成25年度に県内で実施した実地指導等での指摘事項で主なものをまとめました。
今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

【平成25年度実地指導等指摘事項】

【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘事項
1 訪問介護	訪問介護員等の員数	・訪問介護員等の員数が不足している。 《訪問介護員等の員数については、利用者数が少ない場合であっても、常に常勤換算方法で2.5人以上必要》
2 訪問介護	訪問介護員等の員数	・登録訪問介護員(勤務日及び勤務時間が不規則の非常勤職員)の配置のみで、常勤のサービス提供責任者を配置していない。 《常勤の訪問介護員のうち、利用者数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とする。》
3 訪問看護	看護職員の員数	・看護職員(保健師、看護師又は准看護師)の員数が不足している。 《看護職員の員数については、利用者数が少ない場合であっても、常に常勤換算方法で2.5人以上必要。グループホームで医療連携加算を算定する場合には、訪問看護ステーションの看護師が当該グループホームで勤務する時間は除いて計算すること。》
4 通所介護	従業者の員数	・生活相談員を配置をしていない曜日がある。 《サービス提供日には、必ず配置が必要。また、サービス提供日において生活相談員又は介護職員のうち(※)1人以上は常勤職員を配置すること。》 (※)定員10人以下の場合は、生活相談員、介護職員又は看護職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">提供日ごとに、生活相談員の勤務延時間数≥提供時間数 となっていること。 例えば、9:00~12:00、13:00~18:00の2単位のサービスを実施する場合、サービス提供時間は9:00~18:00(12:00~13:00を除く)の8時間となり、生活相談員の員数にかかわらず、8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</div>
5 通所介護	従業者の員数	・看護師又は准看護師を配置していない日がある。(利用定員が11人以上)【減算対象】 《(1)看護職員を配置していない(事業所に出勤していない)日に、密接かつ適切な連携が図れたとしても、当該日の利用者に対して本来なされるべき看護サービスが提供されたとは言えないことから、人員基準欠如の計算(※)上、当該日は延べ人数に含むことはできない。 (※)サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日 が、1 を満たさない。 (2)定員が11人以上の場合にあつては、当日の利用者が10人以下であっても、看護職員の配置は必要となる。》
6 通所介護	従業者の員数	確保すべき勤務延時間数分の介護職員(利用定員が10人以下の場合は介護職員又は看護職員)を配置していない。【減算対象】
7 通所介護	従業者の員数	通所介護事業所に常勤として勤務すべき者が、同法人が運営する他事業所等(サービス付き高齢者向住宅等)と兼務している。 《常勤として勤務する職員は、通所介護事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数は他事業所での勤務はできない。》
8 通所リハビリテーション	従業者の員数	老人保健施設が実施する通所リハビリテーション事業所で、OT,PT,STを配置していない日がある。 《営業日ごと、単位ごとに、利用者の数が提供時間帯において100を下回る場合であっても、リハビリテーションを提供する時間帯に1以上配置すること。 また、本体老人保健施設の理学療法士等が兼務する場合には、勤務時間を区分したうえで勤務表に記載すること。》
9 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員の員数	福祉用具専門相談員が他の事業に従事するなどし、福祉用具貸与事業所の業務の従事時間が確保できておらず、配置員数が不足している。 《福祉用具貸与の業務に専従している時間が、常勤換算方法で2.0以上必要。》

【運営基準】

基準項目《サービス共通》	指摘事項
1 内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書及び運営規程が、運営実態と一致していない。《整合性を図ること。なお、事故発生時の対応や苦情処理の体制を記載しておくこと。》 ・重要事項説明書について、利用者に対し説明していない。又は説明しているが交付していない。(通所介護、福祉用具販売)
2 受給者資格の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していない。(福祉用具販売)
3 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画が作成されている場合に、当該計画に沿ったサービスを提供していない。(訪問介護、通所介護、通所リハビリ)
4 居宅サービス計画等の変更の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合に、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていない。(訪問介護、通所介護)
5 身分を証する書類の携行	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたとき、これを提示すべき旨を指導していない。(訪問介護)
6 各サービスごとの取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていない。《事業の評価方法、内容は決まったものではありません。法人・事業所で評価を行い、課題を見つけ、サービスの質の向上に向けて改善に取り組んでください。》
7 サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容等を記録していない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>記録の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護報酬を算定するための根拠・・・基準に即した内容であることが確認できること ②利用者、従業者とのコミュニケーションツール・・・サービス内容を共有する ③実施した内容、又は苦情・事故の内容からサービスの改善につなげていく 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の退院に際して、退院年月日を当該患者の被保険者証に記載していない。(介護療養型医療施設)
8 利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・領収証の記載の際に、居宅介護サービス費用基準額の1割分、食費、居住費及びその他の費用を区分して記載していない。
9 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程が、運営実態と一致していない。 ・入浴設備が他の事業所・施設等と共用であること及び入浴時間帯の設定等の共用条件を満たしている旨を記載していない。(通所介護) ・運営規程を定めていない。(居宅療養管理指導)
10 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、兼務関係等を明確にしている。 ・事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していない。《ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託可》(訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護老人保健施設)

基準項目《サービス共通》	指摘事項
11 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理(健康診断等)を行っていない。(訪問介護) ・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業所に行わせている場合、当該事業所の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していない。(福祉用具貸与) ・「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備していない。(介護老人保健施設)
12 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていない。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ていない。
13 記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績等の従業者に関する記録を適正に整備していない。 ・利用者に対する具体的なサービス内容等の記録を整備し、その完結の日(県の規則に定める日)から2年間保存していない。(居宅療養管理指導)

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘事項
13 介護予防訪問介護	指定介護予防訪問介護の具体的な取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していない。 ・サービス提供開始時から介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、この結果を指定介護予防支援事業者に報告していない。 ・モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行っていない。
14 訪問介護	訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていない。
15 訪問介護	管理者及びサービス提供責任者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者により、従業者及び業務の管理が一元的に行われていない。《直行直帰の訪問介護員について、訪問時間などを把握していない。》
16 介護予防訪問看護	指定介護予防訪問看護の具体的な取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告していない。
17 訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望、利用者の主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえた、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していない。
18 通所介護	指定通所介護の基本的取扱方針及び具体的な取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内でサービスを提供することが原則であるが、屋外でサービスを実施する場合に、次の条件を満たしていない。 ①あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。 ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

サービス種別	基準項目	指摘事項
19 通所介護	通所介護計画の作成	・通所介護計画の作成に当たって、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、同意を得ていない。 《通所介護計画のサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明し、利用者の同意を得ること。》
20 通所介護	定員の遵守	・利用定員を超えてサービス提供を行っている。 《月平均で定員を超えた場合に減算の対象となるが、減算の対象とならない場合であっても、サービス提供日においては、非常災害等やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて指定(介護予防)通所介護の提供を行わないこと。》
21 通所介護	非常災害対策	・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
22 介護予防通所リハビリテーション	指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	・介護予防通所リハビリテーション計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ていない。 《通所リハビリテーション計画のサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明し、利用者の同意を得ること。》 ・介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付していない。
23 指定短期入所生活介護の取扱方針	指定短期入所生活介護の取扱方針	・身体的拘束を行っているが、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が一部見受けられない。
24 短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	・4日以上連続して利用する利用者の短期入所生活介護計画が作成されていない。 《4日以上連続して利用する場合は、短期入所生活介護計画を作成すること。その際には利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たうえで、交付すること。また、4日以上連続して利用しない場合であっても、定期的に利用している者については、効果的・効率的なサービス提供の観点から計画を作成することが望ましい。》
25 短期入所療養介護	短期入所療養介護の取り扱い方針	・4日以上連続して利用する利用者の短期入所療養介護計画が作成されていない。 《4日以上連続して利用する場合は、短期入所療養介護計画を作成すること。その際には利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たうえで、交付すること。また、4日以上連続して利用しない場合であっても、定期的に利用している者については、効果的・効率的なサービス提供の観点から計画を作成することが望ましい。》
26 福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成していない。 ・特定福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていない。 ・当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付していない。
27 特定福祉用具販売	特定福祉用具販売計画の作成	・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していない。 ・特定福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていない。 ・特定福祉用具販売計画を利用者に交付していない。
28 介護老人保健施設	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故が発生した場合の対応等について記載された「事故発生の防止のための指針」を整備していない。

サービス種別	基準項目	指摘事項
29 介護老人保健施設	介護老人保健施設サービスの取扱方針	・身体的拘束を行っているが、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が一部見受けられない。
30 介護老人保健施設	施設サービス計画の作成	・計画担当介護支援専門員が、施設サービス計画書(ケアプラン)を作成した際に、当該施設サービス計画を入所者に交付していない。 ・次に掲げる場合において、サービス担当者会議等の開催、担当者等に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めている。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
31 介護療養型医療施設	施設サービス計画の作成	・次に掲げる場合において、サービス担当者会議等の開催、担当者等に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めている。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
32 居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針(アセスメント)	・アセスメントが行われていない。又は、居宅を訪問して行われていない。 《アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行うこと。》【運営基準減算】
33 居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針(サービス担当者会議)	・サービス担当者会議が開催されていない。 《サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。》【運営基準減算】
34 居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針(利用者への説明と同意)	・居宅サービス計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ていない。 《利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画について説明し、同意を得た上で、交付すること。》【運営基準減算】
35 居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針(モニタリング)	・モニタリングのために居宅訪問を行っていない。 《少なくとも月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。》【運営基準減算】 ・モニタリングの内容を記録していない。【運営基準減算】
36 居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針(一連の業務)	・居宅サービスをに変更する際に、一連の業務が実施されていない。 《軽微な変更の場合を除く》 【運営基準減算】
37 居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針(医療系サービス)	・医療系サービスを居宅サービス計画に位置付けているが、主治医等の指示があることを確認していない。
38 居宅介護支援	訪問介護における「生活援助中心型」の算定	・居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合に、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容等について記載する必要があるが、これらが明記されていない。

【介護報酬関係】

サービス種別	加算・減算	指摘事項
1 訪問介護	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・予定がキャンセルされたものを請求している。 ・不適切な内容の外出サービスを行い、請求をしている。 《サービスが保険給付の範囲として適当かどうかについて判断がつかない場合には、保険者(市町)に確認を求めること。》 ・利用者が居宅に不在の時間帯に、生活援助を行い、請求している。 ・実際にサービスを行った時間に基づいて請求している。 《訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置づけられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。変更の必要がある場合は介護支援専門員と連携を図り必要が認められる場合には所要時間の変更は可能。この場合は訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更を行うこと。》
2 訪問介護	緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の要件となる記録が残されていない。 《「要請のあった時間」「要請の内容」「当該訪問介護の提供時刻」「緊急時訪問介護加算の算定対象である旨」等を記録すること。》
3 訪問介護	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に訪問介護計画が作成されていない。 ・初回のサービス提供月に、サービス提供責任者の訪問介護の実施又は同行訪問が必要であるが、その実施が確認できない。 《サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録すること》
4 訪問介護	サービス提供責任者減算	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4.1以降、2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない。
5 訪問看護	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・記録上の実施回数と請求上の実施回数が異なっている。 ・特別指示書が交付された場合、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるが、介護保険による訪問看護費を請求している。
6 通所介護	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・予定がキャンセルされたものを請求している。 ・実際にサービスを行った時間に基づいて請求している。 《所要時間の区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画において位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による。》 ・送迎に要する時間を含んだサービス提供時間で請求している。 ・医療機関受診の時間をサービス提供時間に含めている。 《サービス提供時間内は、緊急やむを得ない場合を除き、医療機関への受診は、認められない。やむを得ず医療機関を受診した場合、サービス提供時間は受診時間を除いた時間とすること。》
7 通所介護	入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴中止となったものを、請求している。 ・入浴介助の記録をしていない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
8 通所介護	個別機能訓練加算(I)	・機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事しており、通所介護を行う時間帯を通じて、機能訓練指導員の職務に専従していない。
9 通所介護	個別機能訓練加算(II)	・機能訓練指導員が、直接、機能訓練を行っていない利用者に対して算定している。 《理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。》 ・概ね週1回以上実施することを目安としていない。
10 通所介護	同一建物に関する減算	・通所介護事業所と同一建物に居住する利用者、又は、通所介護事業所と同一建物から通所介護事業所に通う利用者にサービス提供する場合に、減算を行っていない。
11 介護予防通所介護	運動器機能向上加算	・運動器機能向上計画を作成していない。 ・運動器機能向上計画について、利用者の同意が得られていない。 ・運動器機能向上計画に長期目標・短期目標を設定していない。 ・短期目標に応じた、概ね1月間毎のモニタリングが適正に行われていない。 ・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に記録し評価していない。
12 通所介護	口腔機能向上加算	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していない。
13 通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していない。
14 通所リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	・個別リハビリテーションを実施していない日に請求している。 ・個別リハビリテーションを、1週につき概ね2回以上実施していない。
15 短期入所生活介護	送迎加算	・送迎を行っていない利用者に請求している。 ・病院から直接ショートステイに入所した利用者に請求している。 《居室と事業所との送迎を行う場合に算定可》
16 短期入所生活介護	看護体制加算(II)	・看護職員の数が、常勤換算方法で利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上となっていない。 《利用者の数が30人の場合は常勤換算方法で2.0以上》
17 短期入所生活介護	機能訓練指導員の加算	・常勤の機能訓練指導員が看護職員を兼務しており、「専従」となっていない。
18 短期入所療養介護	基本報酬	・短期入所療養介護の利用者が、そのまま介護老人保健施設に入所した場合、入所に切り替えた日について、短期入所療養介護費を算定している。
19 短期入所療養介護	個別リハビリテーション実施加算	・個別リハビリテーションを実施していない日に請求している。
20 短期入所療養介護	療養食加算	・医師が発行した食事せんがない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
21 居宅介護支援費	基本報酬	<p>・担当する利用者の数が一人当たり40人を超えている場合、区分を誤って居宅介護支援費を請求している。又は受託した件数（H24.4.1以降は厚生労働大臣が定める地域(H12年厚生省告示第24号)に住居を有する者を含む）を含めて計算していない。</p> <p>受託した介護予防支援の利用者数…① 居宅介護支援の利用者数…② 常勤換算法方法で算定した介護支援専門員の員数…③ $(①/2+②)/③=④$ 契約日の古い順に並べ④が40未満:居宅介護支援費(I), 40以上:居宅介護支援費(II), 60以上:居宅介護支援費(III)を算定する。 《この場合、当該月の利用者数は給付管理を行うべき利用者数であり、月遅れ請求分は含めない。》</p>
22 居宅介護支援費	初回加算	<p>初回の居宅サービス計画作成時にサービス担当者会議が未実施《運営基準減算》であるが、初回加算を算定している。</p>
23 居宅介護支援費	特定事業所加算(II)	<p>・常勤専従の介護支援専門員2名のうち、1人が、同じ法人が運営する他事業所の職務を行っており、介護支援専門員の職務に専従していない。</p> <p>・介護支援専門員に対し、計画的な研修が実施されていない。</p>
24 居宅介護支援費	入院時情報連携加算(I)	<p>・病院にFAXで必要な情報を提供した際に、入院時情報連携加算(I)を算定している。 《入院時情報連携加算(I)を算定する場合は、病院又は診療所を訪問して、情報提供する必要がある。》</p>
25 居宅介護支援費	退院・退所加算	<p>・病院等の職員と面談して情報を得た結果、退院後も入院前と同様の居宅サービス計画とするため、居宅サービス計画の作成にあたって必要な一連の業務を行っていない場合に算定している。</p> <p>・3回算定したうちの1回について、入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの※)が行われていない。</p> <p>※診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2(3者以上による指導加算)の対象となる会議に参加する必要がある。当該会議については、入院医療機関の医師に加え、退院後の在宅医療を担う、次の①～⑤のグループから3グループ以上の出席が必要となる。 ①在宅医療を担う医療機関の医師、看護師又は准看護師 ②歯科医師又は歯科衛生士 ③薬局薬剤師 ④訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ⑤居宅介護支援事業所の介護支援専門員</p>
26 居宅介護支援	認知症加算	<p>・日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMではない認知症の利用者について算定されている。</p> <p>・主治医意見書で認知症の利用者の日常生活自立度Ⅱbと診断された月にも当該加算を算定している。 《月の途中で、ランクⅢ以上の判定があった場合、判定月から算定可。月途中でランクⅢ以上に該当しなくなった月は算定不可。》</p>
27 居宅介護支援	独居高齢者加算	<p>・利用者が独居であることの記録を行っていない。 《少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。》</p>
28 居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	<p>・介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、情報提供を行っていない。</p>

サービス種別	加算・減算	指摘事項
29 介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握していない。(栄養スクリーニング) ・栄養ケア計画の作成を行っていない。 ・栄養ケア計画に、入所者又は家族が同意された日の記録がない。 《栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始するものとする。》
30 介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始時に、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していない。 《個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。》
31 介護老人保健施設	栄養マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケア計画に、入所者又は家族が同意された日の記録がない。 《栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始するものとする。》
32 介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入所日から起算して、3月を超えた期間についても加算を算定している。
33 介護老人保健施設	退所時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> ・退所時指導を行った場合の、指導日及び指導内容の要点を記録した診療録等が保存されていない。
34 介護老人保健施設	退所前連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への情報提供、及び、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っていない。
35 介護老人保健施設	療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> ・経口移行加算又は経口維持加算を、同時に算定している。
36 介護老人保健施設	認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門棟の従業員の勤務体制について、次の配置を行うことを標準としていない。 イ 日中については利用者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ 夜間及び深夜については、20人に1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
37 介護老人保健施設	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当していない者に算定している。
38 介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	<ul style="list-style-type: none"> ・退所者の退所後30日以内（退所時の要介護状態区分が要介護4又要介護5の場合にあっては14日以内）に、介護老人保健施設の従業員が、退所者の居宅を訪問し（又は指定居宅介護支援事業所からの情報提供により）、在宅生活が1月以上（退所時の要介護状態区分が要介護4又要介護5の場合にあっては14日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していない。 《在宅生活が1月以上継続することが分かる居宅サービス計画を取り寄せる等で確認すること》
39 介護療養型医療施設	経口維持加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・経口維持計画が作成されていない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
40 介護療養型医療施設	初期加算	・介護療養型医療施設を退所し、別の病院に入院し、退院後に再入所した際に算定している。 《過去3か月間(日常生活自立度のランクⅢ, Ⅳ, 又はMに該当する者の場合は過去1か月), 当該施設に入所したことがない場合に限り算定可》
41 介護療養型医療施設	退院時情報提供加算	・退院後、直接、特別養護老人ホームに入所した場合に算定している。 《退院して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合には算定不可》
42 介護療養型医療施設	退院時指導加算	退所時指導を行った場合の、指導日及び指導内容の要点を記録した診療録等が保存されていない
43 介護療養型医療施設	特定診療費(褥瘡対策指導管理)	・褥瘡対策に関する診療計画が作成されていない。
44 介護療養型医療施設	特定診療費(理学療法Ⅰ)	・リハビリテーション実施計画が作成されていない。
45 介護療養型医療施設	特定診療費(摂食機能療法)	・摂食機能訓練を20分実施したことをもって、加算を算定している。 《1回につき30分以上訓練指導を行った場合に限り算定可》
46 介護療養型医療施設	特定診療費(短期集中リハビリテーション)	・リハビリテーションを1週に2日又は1日のみ実施している。 《1週につき概ね3日以上実施する場合に算定可》